

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和3年3月【第7報】

この「支援制度のお知らせ【第7報】」は、これまでに発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、令和3年度に新たに行う支援制度等をまとめたものです。詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。



1. 中小企業者等への支援

- 【第2弾】地元商店等応援補助事業 p. 1
- 【第2弾】中小企業等事業継続応援支援金 p. 2
- 【期間延長】農業者向けの資金融資利子補給事業 p. 2
- 【第2弾】中小企業等経営継続支援金 p. 3
- 【期間延長】農林漁業者経営継続支援事業 p. 3
- 【第2弾】地元応援 Go 湯(ユ-)くりはら 温泉7割引キャンペーン p. 4
- 【第2弾】地元応援 ビジネスホテル等3,000円(得)キャンペーン p. 4

2. 適用期間の延長

- 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給 p. 4
- 後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給 p. 4

1. 中小企業者等への支援

商工会から
10割増商品券が発行されます

【第2弾】
地元商店等応援補助事業



栗原ブロック商工会連絡協議会
栗原南部商工会、若柳金成商工会、
栗駒鶯沢商工会、一迫花山商工会
(事務局 一迫花山商工会) ☎52-3300
商工観光部産業戦略課 ☎22-1220

◆商工会が発行する割増商品券とは

商工会が独自に割増商品券を発行・販売するものです。

額面6,000円の10割増商品券を、
3,000円で販売する予定です。

◆割増商品券の販売数量は

25,000セット(予定)

◆割増商品券の販売時期は

令和3年4月に商品券の申請手続きを行い、
令和3年5月の販売を予定しています。

※割増商品券の購入方法、使用期限、参加店舗等は、詳細が決まりましたら、毎戸チラシを配布する予定です。
また、各商工会ウェブサイト及び栗原市ウェブサイト等でお知らせします。

【第2弾】中小企業等事業継続応援支援金を給付します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業等事業継続応援支援金とは

下記の「対象となる方」に、業種及び減収割合に応じて支援金を給付するものです。

◆対象となる方は

次のすべてに該当する方

1. 市内に店舗、事業所等を有し、下記対象となる事業を営んでいる中小事業者の方
※複数の事業を行っている方は、前年の確定申告書または市県民税申告書「収入金額等」の欄の「事業」「給与」「雑」記載の金額を比較して、最も金額が大きい収入を主たる事業とします。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月から令和3年4月までのいずれか連続する3ヵ月間の平均売上が、前年同時期比で10%以上減収しており前年同時期の平均売上が給付金額の10万円を超えていること
※新規開業者は、令和2年10月から令和3年4月までのいずれか連続する3ヵ月の平均売上とその前月の売上を比較します。
3. 令和3年度一般廃棄物処理事業者等事業継続支援金の給付を受けていないこと

◆対象となる業種

①建設業 ②製造業 ③電気、ガス、熱供給、水道業 ④情報通信業 ⑤運輸業 ⑥卸売業、小売業 ⑦保険業 ⑧不動産業、物品賃貸業 ⑨学術研究、専門、技術サービス ⑩宿泊業、飲食サービス業 ⑪生活関連サービス業、娯楽業 ⑫教育、学習支援業 ⑬サービス業（他に分類されないもの 廃棄物処理業、自動車整備業など）【日本標準産業分類表 参照】

※風俗営業、社会福祉法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人等は対象外となります。

◆給付額は 1事業者につき 10万円

◆飲食店等への追加給付

※以下、(1)及び(2)の業種に限る

- (1) 市内に店舗を有する飲食店及びその他の生活関連サービス業のうち結婚式場業
前年同時期比 20～29%減収 10万円
前年同時期比 30～39%減収 20万円
前年同時期比 40～49%減収 30万円
前年同時期比 50%以上減収 40万円
- (2) 市内に事業所を有する運転代行業
前年同時期比 20%以上減収 10万円

◆申請期間は

令和3年4月5日から5月31日まで

◆申請方法は 原則、「郵送申請」

※申請書は栗原市ウェブサイトよりダウンロードいただくか、市産業戦略課または各商工会で配布します。

◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇売上が減収したことがわかる書類
※前年の確定申告書等と収支内訳書、帳簿等の写しも必要
- ◇暴力団排除等に関する誓約書
- ◇その他市長が必要と認める書類

注1) 交付要綱等の詳細につきましては、栗原市ウェブサイトでお知らせします(4月1日掲載予定)。

注2) 法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない又は交付決定の取消などの措置が講じられます。

注3) 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不正な経理があった場合は、支援金の返還を求めることがあります。

【期間延長】 農業者向けの資金融資利子補給事業



農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆農業者向け資金融資利子補給事業とは

新型コロナウイルス感染症により、農業経営に影響を受けた農業者が、新みやぎ農業協同組合から融資を受けた場合の利子の一部を補給するものです。

◆対象となる方は

令和4年3月31日までに「アグリエール資金(新型コロナ対策)」の融資を受けた市内に住所を有する農業を営む個人及び市内に所在する農業を営む法人並びに団体

◆利子補給内容は

基準金利2%のうち、0.5%を市が利子補給します。

◆利子補給期間は

アグリエール資金(新型コロナ対策)を借入した日から5年以内

◆申し込み方法は

お近くのJA新みやぎ栗っこ各支店融資窓口でお申し込みください。

詳しくは、JA新みやぎ栗っこ農業金融センター(☎41-0106)へ問い合わせください。

【第2弾】 中小企業等経営継続支援金を助成します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業等経営継続支援金とは

下記の「対象となる方」に、新型コロナウイルス感染症防止の対策や販路拡大、生産性の向上などに向けた経費の一部を助成します。

◆対象となる方は

次のすべてに該当する方

1. 市内に主たる事業所や店舗等を有している中小事業者の方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月から令和3年4月までのいずれか連続する3ヵ月間の平均売上が前年同時期比で10%以上減収していること
※新規開業者は、令和2年10月から令和3年4月までのいずれか連続する3ヵ月の平均売上とその前月の売上を比較します。
3. 令和2年度栗原市中小企業等経営継続支援金を受けていないこと
4. 国や県など、本支援金と同様の補助金を受けていないこと

※風俗営業、社会福祉法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人等は対象外となります。

◆申請期間は

令和3年4月5日から5月31日まで

◆申請方法は 原則、「郵送申請」

※申請書は栗原市ウェブサイトよりダウンロードいただくか、市産業戦略課または各商工会で配布しています。

◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書 ◇取組計画書 ◇収支予算書
- ◇売上が減少していることの報告書
- ◇暴力団排除等に関する誓約書
- ◇その他市長が必要と認める書類

◆助成内容は

対象経費の4分の3以内の額

上限額 50万円、下限額 5万円

◆対象となる事業は

【販路開拓・生産性向上・感染防止対策】

- 例)
- ・インターネット販売システムの構築
 - ・キャッシュレス機器導入
 - ・新商品開発のための機械購入費
 - ・展示会出展の出展料等
 - ・販路開拓、生産性向上に結び付く店舗改装
 - ・バリアフリー化などの改装費
 - ・感染防止対策による集客、販路拡大

◆対象となる事業期間は

交付決定後から9月30日までの間に完了する事業

- 注1) 交付要綱等の詳細につきましては、栗原市ウェブサイトでお知らせします（4月1日掲載予定）。
- 注2) 法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない又は交付決定の取消などの措置が講じられます。
- 注3) 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不正な経理があった場合は、助成金の返還を求められることがあります。

【期間延長】国の農林漁業者のための 経営継続補助金の採択者を支援します



農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆農林漁業者経営継続支援事業とは

下記の「対象となる方」が、経営継続補助金経営計画書に基づき、機械装置等費、広報費、展示会等出店費などに関する経費等の100分の15以内の額（個人申請は上限20万円、グループ（共同）申請は構成員数（最大10人まで）×20万円を上限）を助成します。

◆対象となる方は

国の支援事業である農林漁業者のための「経営継続補助金」の事業採択を受けた市内の農林漁業者で、**令和3年2月末までに機械の納品が間に合わない等のやむを得ない理由で、事業実施期間の延長を認められた方**

◆申請期限は 令和4年3月31日まで

◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇経営継続補助金交付決定通知書の写し
- ◇申請時に提出した経営継続補助金経営計画書の写し
- ◇経営継続補助金に係る事業実績報告書の写し
- ◇補助対象経費に係る領収書の写し
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※詳しくは、栗原市ウェブサイトよりご確認ください。

宿泊プラン料金の割引助成をします

【第2弾】
地元応援 Go 湯 くりはら
温泉7割引キャンペーン



商工観光部田園観光課
☎22-1151

◆地元応援 Go 湯 くりはら 温泉7割引 キャンペーンとは

市民又は市内事業所に勤務する方を代表者として、市内温泉宿泊施設を利用した際に、宿泊プラン料金が7割引きになります。

ただし、割引額は1万円が上限です。

◆キャンペーン事業の実施期間は

令和3年 4月 1日から

令和3年12月31日まで

※詳細は、市ウェブサイト等でお知らせします。

◆対象となる温泉宿泊施設は

市内の温泉宿泊施設で、「地元応援 Go 湯 くりはら 温泉7割引キャンペーン」に参画する温泉宿泊施設

◆利用方法は

「地元応援 Go 湯 くりはら 温泉7割引キャンペーン」の宿泊プランを、各温泉宿泊施設で販売します。

その宿泊プランに申し込みされ、チェックイン(受付)する際に、申請書を記入してください。

宿泊料金の割引助成とクーポン券を配付します

【第2弾】
地元応援 ビジネスホテル等
3,000円^得キャンペーン



商工観光部田園観光課
☎22-1151

◆地元応援 ビジネスホテル等 3,000円^得キャンペーンとは

ビジネスホテルや旅館等の宿泊者に対して、宿泊料金を1,000円割引し、併せて食事・土産等の代金として2,000円分のクーポン券を配付します。

◆キャンペーン事業の実施期間は

令和3年 4月28日から

令和3年12月31日まで

※詳細は、市ウェブサイト等でお知らせします。

◆対象となるビジネスホテルや旅館等は

市内のビジネスホテルや旅館等で、「地元応援 ビジネスホテル等3,000円^得キャンペーン」に参画するビジネスホテル等

◆利用方法は

「地元応援ビジネスホテル等3,000円^得キャンペーン」期間中、ビジネスホテル等へ申し込みしてください。

ビジネスホテル等でチェックイン(受付)する際に、申請書を記入してください。

2. 適用期間の延長

『国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給』及び『後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給』の適用期間が延長されました。

支援制度名称	変更前	変更後
国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給	令和2年1月 1日から 令和3年3月31日まで の間に労務に服することが できない期間	令和2年1月 1日から 令和3年6月30日まで の間に労務に服することが できない期間
後期高齢者医療制度の被保険者 に対する傷病手当金の支給	令和2年1月 1日から 令和3年3月31日まで の間に労務に服することが できない期間	令和2年1月 1日から 令和3年6月30日まで の間に労務に服することが できない期間